

松山市生産緑地地区の指定等に関する要綱

制定 令和7年1月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、生産緑地法（昭和49年法律第68号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づく生産緑地地区の指定等に関し、法、生産緑地法施行令（昭和49年政令第285号）、生産緑地法施行規則（昭和49年建設省令第11号）及び松山市生産緑地地区の区域の規模に関する条例（令和6年条例第 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 農地等 法第2条第1号に規定する農地等をいう。

(2) 一団の農地等 次に掲げる農地等をいう。

ア 道路（農業用道路等を除く。以下この号及び次条第1項第4号において同じ。）

及び水路（農業用水路等を除く。以下この号及び次条第1項第4号において同じ。

）により分断されていない農地等で、物理的に一体的かつ地形的まとまりを有しているもの

イ 道路及び水路により分断されている農地等で、当該道路及び水路の幅員が6メートル以下であり、かつ、当該農地等並びに当該道路及び水路が物理的に一体性を有していると認められるもの

(3) 農地等利害関係人 法第3条第4項に規定する農地等利害関係人をいう。

(生産緑地地区の指定要件)

第3条 生産緑地地区として指定することができる農地等は、一団の農地等で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 農地台帳（農地法（昭和27年法律第229号）第52条の2第1項に規定する農地台帳をいう。）に記録されている農地であること。

(2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項及び第2項に規定する道路に2メートル以上接していること。

(3) 農地等に係る農業の主たる従事者が60歳未満であること又は当該従事者が60歳以上であり、かつ、15歳以上60歳未満の後継者を指名していること。

(4) 前条第2号イに掲げる農地等の場合は、道路及び水路で分断されている個々の農地等の面積がそれぞれ100平方メートル以上であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する農地等は、生産緑地地区として指定しないものとする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(1) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第3条第1項から第3項までの規定に基づき施行された土地区画整理事業の区域の土地

(2) 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による届出をしている土地

(3) 農地等利害関係人の同意が得られていない土地

(4) 市が土地の有効・高度利用を図る方策を講じようとしている土地で、次に掲げる地区内のもの

ア 高度利用地区

イ 特定街区

ウ 遊休土地転換利用促進地区

エ その他土地の有効・高度利用を図る方策がある地区

(5) 地域森林計画（森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項に規定する地域森林計画をいう。）又は国有林の地域別の森林計画（同法第7条の2第1項に規定する森林計画をいう。）において保安林の指定が計画されている区域、同法第25条第1項及び第2項の規定により指定された保安林の区域、同法第29条に規定する保安林予定森林の区域並びに同法第41条第1項及び第3項の規定により指定された保安施設地区内の土地

(6) 鉱業法（昭和25年法律第289号）第63条第1項の規定による届出に係る区域、同条第2項（同法第87条において準用する場合を含む。）の規定による認可の申請に係る区域その他の鉱業に係る事業計画に基づき地表における土地の形質の変更等が見込まれる区域内の土地

(7) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条に規定する認可を受けた採取計画に係る区域内の土地

(8) 採石法（昭和25年法律第291号）第33条に規定する認可を受けた採取計画に係る区域内の土地

(9) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項、第2項及び第4項の規

定による認可又は同条第3項の規定による承認の申請に係る都市計画施設の整備に関する事業及び市街地開発事業の区域内の土地。ただし、市長がこれらの事業の遂行上支障がないと認める場合は、この限りでない。

(10) 四方が塀等で囲まれていることその他の事由により、外部から土地の状況が確認できない土地又は人が容易に立ち入ることができない土地。ただし、農作物栽培高度化施設（農地法第43条第2項に規定する農作物栽培高度化施設をいう。）を設置することその他の事由により市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(11) 傾斜が著しい崖地又は著しく不整形な土地

(12) 用排水路の設置その他の農業を継続するために必要な要件が備わっていない土地（農業用道路及び農業用水路を除く。）。ただし、生産緑地地区（生産緑地地区として指定しようとする区域を含む。）に隣接し、その隣接する土地と一体的に利用することその他の事由により、市長が農業の継続に支障がないと認める場合は、この限りでない。

(13) 工業専用地域

(14) 松山市都市計画審議会（松山市都市計画審議会条例（昭和44年条例第42号）第1条に規定する松山市都市計画審議会をいう。）が生産緑地地区として指定することが適当でないとした土地

(15) 前各号に定めるもののほか、市長が生産緑地地区として指定することが適当でないとする土地

（生産緑地地区の指定の申請）

第4条 自己の所有する農地等について、生産緑地地区の指定を受けようとする者は、生産緑地地区指定申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 生産緑地地区指定同意書（第2号様式）

(2) 生産緑地地区指定誓約書（第3号様式）

(3) 生産緑地地区指定後継者届出書（第4号様式）（農地等に係る農業の主たる従事者の年齢が60歳以上の場合に限る。）

(4) 位置図

(5) 公図の写し

(6) 実測図（登記簿の地積と現況が著しく異なる場合に限る。）

- (7) 現況の写真
- (8) 土地の全部事項証明書
- (9) 権利者の印鑑登録証明書
- (10) 農地等に係る農業の主たる従事者の生年月日が確認できる書類
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(標識の設置等)

第5条 市長は、生産緑地地区を指定したときは、当該生産緑地地区内に標識を設置し、及び松山市ホームページ等においてその旨を公表するものとする。

(管理の指導)

第6条 市長は、良好な都市環境の形成に資するよう、生産緑地地区内における農地等利害関係人に対し、生産緑地地区の適正な管理について、指導を行うものとする。

(生産緑地地区の所有者等の変更届)

第7条 生産緑地地区の指定を受けた農地等の所有者又はその相続人は、生産緑地地区において次に掲げる事項が生じたときは、生産緑地地区所有者等の変更届（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 売買、相続等による土地所有権の移転
- (2) 所有権以外の生産緑地地区の指定に同意を要する権利の移転
- (3) 農業の主たる従事者の変更

(行為の許可の申請等)

第8条 法第8条第1項に規定する許可の申請は、生産緑地地区内行為許可申請書（第6号様式）により行うものとする。

2 市長は、法第8条第1項に規定する許可をしたときは、生産緑地地区内行為許可書（第7号様式）により当該許可の申請をした者に通知するものとする。

3 法第8条第4項の規定による通知は、生産緑地地区内行為通知書（第8号様式）により行うものとする。

4 法第8条第5項の規定による届出は、生産緑地地区内行為着手届出書（第9号様式）により行うものとする。

5 法第8条第6項の規定による届出は、生産緑地地区内非常災害応急措置届出書（第10号様式）により行うものとする。

6 法第8条第8項の規定による協議は、生産緑地地区内行為協議書（第11号様式）に

より行うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、生産緑地地区の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。